

美郷町雇用促進支援金を給付します

新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用環境の維持を図ることを目的として、町民を雇用する企業等を支援します。

■給付対象者

令和3年4月1日以降に、次に該当する町民を新たに正社員(雇用の定めがなく、1週間の所定労働時間が30時間以上)として、6カ月間雇用継続した町内に事業所を有する個人または法人

- ①新卒者(高校、大学等を卒業して3年以内の未就職者)
- ②移住者(10年以上の町外居住者で60歳未満)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響による離職者(60歳未満)

■交付額

- ①1人につき30万円
- ②1人につき15万円
- ③1人につき15万円

■申請方法

正規雇用してから6カ月以後に、必要書類をそろえて町商工観光交流課へ申請してください。

■必要書類

- ・美郷町雇用促進支援金給付申請書
 - ・履歴事項全部証明書(法人)
 - ・事業主の住民票抄本など事業所所在地が確認できる書類(個人事業主)
 - ・支援金対象者調書
 - ・事業者雇用状況証明書
 - ・雇用契約書または労働条件通知書の写し
 - ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - ・出勤簿等の写し
 - ・賃金台帳の写し
 - ・納税証明書
 - ・新卒者、移住者または新型コロナウイルス感染症の影響により事業主都合で解雇された方に該当することを証する書類
 - ・支援金振込口座(通帳)の写し
- ※申請書は町商工観光交流課に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

■申請期限

令和4年3月31日(木)

美郷町事業継続支援金を給付します

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者に対し、事業を継続するための支援として、事業全般に広く使える町独自の支援金を給付します。

■給付対象者

次の要件をすべて満たす、町内に事業所を有する中小企業または個人事業主

※一部対象とならない法人等があります。

- ①平成31年1月から令和元年12月までの町内事業所における事業収入の平均月額が10万円以上であること
- ②新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、町内事業所における令和3年1月から6月までの事業収入の平均月額が、平成31年1月から令和元年6月までの事業収入の平均月額と比較して、20%以上減少していること
- ③申請時点において事業を行っていて、今後も事業を継続する意思があること
- ④町税等の滞納がないこと

※平成31年2月から令和2年12月までに創業した場合は、対象期間が異なりますので、町商工観光交流課までご相談ください。

■申請方法

申請書類をそろえて町商工観光交流課へ郵送してください。申請書は町商工観光交流課、六郷・仙南各出張所および美郷町商工会に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

■申請期限

12月3日(金) 午後5時必着

■給付額

次の基準額と加算額(該当する場合)を合計した額

- ①基準額：平成31年1月から令和元年12月までの町内事業所における事業収入の平均月額に応じた額
 - ②加算額：給付対象者の「要件②」において、30%以上減少している場合の「①基準額」に加える額
- ※給付回数は、1事業者あたり1回です。

給付金額最大30万円

給付金額表	平成31年1月から令和元年12月までの町内事業所における事業収入の平均月額	①基準額	②加算額	合計(最大) (①+②)
	10万円以上20万円未満	5万円	3万円	8万円
	20万円以上40万円未満	10万円	5万円	15万円
	40万円以上	20万円	10万円	30万円

申・問●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

美郷の水のふるさと 「水の森」七滝山の魅力をご紹介します

美郷町の大地をうるおし、さまざまな恵みをもたらしてくれている水
その水源の山として明治以前から守り受け継がれてきた七滝山についてご紹介します

七滝「水の森」植樹事業で植えたブナの苗木の生育調査を行いました

平成20年度から始まった七滝「水の森」植樹事業は、これまで大人を含めて延べ2,665名が参加し、2,050本のブナの苗木が植樹されました。この苗木が現在どのくらい成長しているのか生育調査を行いました。



■平成24年度に植樹したブナ(令和3年7月撮影)



■平成28年度に植樹したブナ(令和3年7月撮影)

3年ごとのブナの高さや幹の太さの平均

調査の結果、植樹したブナの苗木は植えた場所により多少の生育の差はあるものの、下の表にあるとおり順調に生育していることがわかりました。残念ながら今年度は植樹事業を実施できませんでしたが、今後も引き続き、七滝「水の森」植樹事業を通じて七滝山の針広混交林化を推進し、水源の保全に努めていきます。

植樹年度	高さの平均(cm)	幹の太さの平均(cm)
H20~22	494.67	8.58
H23~25	443.72	6.54
H26~28	339.83	4.28
H29~R1	208.25	1.75



■植樹の様子(平成24年度)

問●町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

住民生活課

「レスキューサービス」に関する悪徳商法にご注意ください

トイレやトイレファン、水回りなどの不具合があり、無料点検や費用の見積もりを依頼するつもりで自宅に呼んだ業者から、新品への交換や大規模リフォームを勧められ、契約してしまったという相談が増えています。

「放置しておく危険」などと言われ、高価な修理を提案された場合も急いで契約せず、複数の業者から見積もりを取るなど、冷静に判断しましょう。また、契約してしまった場合でもクーリング・オフが可能な場合もあります。

困ったときはすぐに町住民生活課または秋田県生活センターに相談しましょう

問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903
秋田県生活センター南部消費生活相談室(平鹿地域振興局内) ☎0182(45)6104
消費者ホットライン ☎188(いやや)